特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
長野市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長野市長

公表日
令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③電子申請サービスにより申請（申請内容、個人番号、個人情報）の受理を行うこと
③システムの名称	健康情報管理システム（母子保健）　番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）　中間サーバー ながの電子申請サービス、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健ファイル 電子申請データ

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の70の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95,95の2,96の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所　健康課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長野市総務部文書情報管理課　〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話：026-226-4911

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健所　健康課 380-0928 長野市若里6丁目6番1号　　電話番号　026-226-9960

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「長野市特定個人情報等の適正な管理等に関する指針」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本市の制定する「長野市個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」に基づき、「長野市個人情報等の適正な管理等に関する指針」を定め、これを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月10日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要		③電子申請サービスにより申請（申請内容、個人番号、個人情報）の受理を行うこと	事前	重要な変更
平成29年11月10日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	健康情報管理システム（母子保健）　番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）　中間サーバー	健康情報管理システム（母子保健）　番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）　中間サーバー ながの電子申請サービス	事前	重要な変更
平成29年11月10日	Ⅰ関連情報 2特定個人情報ファイル名	母子保健ファイル	母子保健ファイル 電子申請データ	事前	重要な変更
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における	課長　中澤和彦	課長　竹村　直高	事後	重要な変更には当たらない。 所属長変更。
平成31年2月7日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における	課長　竹村　直高	課長	事前	
平成31年2月7日	Ⅳリスク対策		「Ⅳリスク対策」全文	事前	
令和3年9月1日	4．情報提供ネットワークシステムにより情報連携	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事前	
令和8年3月10日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第49項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項　別表の70の項	事前	
令和8年3月10日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法律上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 （情報提供の根拠）：26,56の2,87の項 （情報照会の根拠）：70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第19,30,44の各条 （情報提供の根拠）：第39条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95,95の2,96の項	事前	
令和8年3月10日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部　庶務課　情報管理室 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地	長野市総務部文書情報管理課　〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話：026-226-4911	事前	
令和8年10月27日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り		「サービス検索・電子申請機能」を追記	事前	